

学校いじめ防止基本方針

四国中央市立三島小学校

はじめに

いじめは全ての児童に起こりうる、全ての児童が被害者にも加害者にもなり得るという認識をもち、児童の命の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員の力を結集して取り組むと共に保護者、地域住民、関係機関が連携して取り組まなければならない。

その基本として、児童が安心・安全な学校生活を送り、主体的に参加できる授業づくり、集団づくりを行うことが求められる。そして、児童一人一人が集団の一員としての自覚や自信が育まれ、互いを認め合う学校づくりをめざす。

そこで、いじめ対策推進法13条に基づき、本校における学校いじめ基本方針を以下のように策定し、いじめの防止等を推進する体制づくりを確立するとともに、いじめが発生した場合の迅速かつ適切な対処に努める。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する学校の基本理念

【基本理念】

- ・児童が安心して学校生活が送れるよう、児童の日頃の様子や心の動きを観察し、いじめの未然防止に努める。
- ・いじめ問題に関する児童の理解を深める。
- ・いじめの早期発見、正確な事実確認、早期解決を図る。
- ・いじめを受けた児童のケアに最善を尽くす。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの様態

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ 金品をたかられる。
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- キ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通知の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(5) いじめ問題の理解

- ア いじめをとらえる視点

- ・ 一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為である。
- ・ 当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている。
- ・ いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより、いじめられる児童は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

イ いじめの構造

- ・ いじめは意識的かつ集合的に行われることにより、いじめられる児童は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれる。
- ・ いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。

ウ いじめる心理

- ・ 不安や葛藤、劣等感、欲求不満などいじめる側の心理を読みとる。

【いじめの衝動を発生させる原因】

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情
- ⑥ テレビ番組やネット動画等の安易な模倣 等

2 いじめ未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

- ア 朝の時間や昼休みなどを利用し、児童とのふれあいを通して、表情や会話などから児童の心の状態を把握する。
- イ 児童一人一人が活躍できる場や児童生徒のよさを認め、励まし、広げる場を積極的に設定する。
- ウ 保護者の学校に対する要望に耳を傾け、保護者が抱えている不安や悩みを受けとめて、共に解決するための支援を行い、保護者との日ごろの信頼関係づくりに努める。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 相手の気持ちを大切に育てるため、友達のよさを互いに見つけ合う活動「なかまコーナー」や、クラスみんなで遊ぶ「なかまの日」の充実を図る。
- イ なかま集会を通して友達について真剣に話し合い、日常生活での仲間づくりに努める。

(3) 道徳教育の充実

- ア 学級における心を高める特別な教科道徳の指導計画をもとに計画的に実践し、学期ごとに省察をして次学期につなげる。
- イ 他の教育活動との連携を図りながら、体験を通して命の尊さに気付かせ大切にしようする心情を育てる。
- ウ 授業終末のワークシート等の有効な活用に努め、児童の日々の生活を振り返り自己を見つめ直す時間をとる。
- エ 親子学習の日を設定し、学習したことを親子で話し合い、学校と家庭の共通理解を進める。

(4) 体験活動の充実

- ア 上級生、下級生が仲良くなるために学年・学級の枠を乗り越えて交流給食を定期的に実施する。
- イ 総合的な学習の時間等の中で体験活動を計画的に位置付け、児童が自ら気付く、考える

- 機会を設ける。
- ウ 学級のつながりを深めるために、水曜日を「なかま遊びの日」としてクラス全員で遊ぶ時間を設ける。
- (5) 児童生徒の主体的な活動（ふれあい・集会委員会）
- ア いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動への支援を行う。
- ・ 代表委員会の活動
 - ・ 学級なかよし
 - ・ なかま集会
 - ・ 三島っ子集会
- イ 異学年交流を取り入れ、協力したり協調したりすることを学習して、人とよりよく関わる力を身に付ける。（全校鬼ごっこや全校ゲーム大会）
- ウ 市いじめSTOP愛顔の子ども会議に参加し、校内でのいじめ防止に関する啓発活動を行う。
- (6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）
- ア 失敗を決して笑わず、誰のどの意見も大切に認め合う支持的風土の学級経営を基盤として、授業を行う。
- イ ねらいを明確にし、課題解決への道筋を明確にして授業を組み立てるとともに、電子黒板等のICTを有効に活用しながら、分かったことが実感できる授業づくりに努める。（授業のユニバーサルデザイン化）
- ウ ペア学習・グループ学習を取り入れ、思いや考えを伝え合い、深め合う場を確保する。（にこにこタイム）
- エ 漢字・計算等の基礎・基本の定着を目指し、反復練習を欠かさず行う。
- オ 教材研究や教材・教具作りに労を惜しまない。
- (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）
- ア 朝の会等で、身の回りや社会にかかわる題材を見付け、スピーチをすることを通して、友達のことを理解する機会を設定する。
- イ 三島っ子集会で、学年ごとに学習したことを全校に伝えようと工夫したり、感想を全校の前で発表したりすることで、自分の思いを伝える経験を積み重ねる。
- (8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等の活用）
- ア 週1回、生徒指導に関する情報交換を行い、共通理解を図る。
- イ 養護教諭やハートなんでも相談員と連携し情報を共有する。
- ウ いじめ調査のアンケートを行い、一人一人と個人面談をすることで実態を把握し、各学級担任が問題意識をもって、児童の相談・指導に当たる。
- ア 教職員がケータイ・ネットに関する正しい知識をもち、利用の実態に目を向ける。
- （ア） 携帯電話やインターネットが有しているメディア特性等に関して、保護者・教職員がしっかりと学び、理解を深める。
 - （イ） 児童の携帯電話やインターネットの利用の実態を的確に把握する。
- イ 「情報モラル」についてしっかりと教え、児童にネットのリスク回避能力を身に付けさせるとともに、ルールを確実に守らせる。
- （ア） 児童に対して「情報モラル」に関する教育を家庭・学校ともにしっかりと行う。
 - （イ） ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権への対応などに関する教育を進める。
- ウ 日頃からチェックをしっかりと行うとともに、発見した場合には迅速かつ適切な対応を行う。
- （ア） 定期的にネット上の掲示板を閲覧するなどして、未然防止や問題兆候の把握に努める。
 - （イ） 『ネット上のいじめ』を発見した場合には、被害児童のケアとともに、サイト管理

- 者やプロバイダ等への書き込みの削除要請などの面で、迅速かつ適切な対応を図る。
- エ いじめられた児童を守り通す。
- (ア) 家庭とも連携して、いじめを受けた児童へのきめ細かなケアを学校全体として行い、最後までしっかりと守り通す。
- (イ) 誹謗・中傷の書き込みを行った児童等への指導も適切に行う。
- オ インターネット等に関する指導、保護者啓発を行う。
- (ア) 警察の方や携帯電話会社等に講演を依頼し、親子での情報モラル教室を開催する。
- (イ) 学校だより、生徒指導だよりなどにより、本校の実態、家庭で話し合ってほしいことを知らせる。
- (10) 発達障がい等への共通理解
- ア 特別支援学級の授業を公開し、一人一人の実態について全校で共通理解を図る。また、学期に1回、低・中・高学年に分かれて部会をもち、支援を要する児童の支援方法について話し合う。さらに、ワンポイント研修でも、発達障がいについて学んだことを伝え合い、全教職員の情報交換を行う。
- イ 人権・同和教育参観日の学年懇談会等で特別支援教育について保護者への啓発を行う。また、特別支援教育便りを月1回発行し、本校の特別支援教育への取組や障がいの理解を促すための発信を行う。
- ウ 児童間では、障がいの有無に関わらず、互いのよいところを共に支え合える交流の場を設定する。
- エ 特別支援学級の児童が在籍する学年では、年度始めに特別支援学級担任から学年集会で児童同士の理解につながる話をする。
- (11) 校内研修の充実
- ア 「全校児童一人一人に全教職員で関わり、指導していく」という意識をもち、学校全体で児童と関わっていく校内指導体制を構築する。課題等については、全教職員で事例研修をし、対処法、解決法を共有し、個々の力量を高める。
- イ いじめ防止等の対策のための組織を設置し、生徒指導委員会などで情報交換を行う。
- (12) 学校相互間の連携協力体制の整備
- ア 相談員なども含め、組織で各担任の学級経営をサポートする仕組みをつくる。
- イ 日頃から、児童や学級の様子を話題にし、学年会や校内研修等で、学級の状態についての情報交換を行う。
- ウ 小学校の低学年段階と幼稚園・保育所、高学年段階と中学校とが連携し、合同行事や職員の交流、児童の情報交換や引継ぎを行い、校種を超えて継続した支援を行う。
- エ 入学時のオリエンテーションや学級懇談会で、児童や保護者に自校の教育目標や生徒指導の方針を説明する。
- オ 就学時検診の保護者説明会では、人権・同和教育や特別支援教育についても主任から分かりやすく話し、啓発を行う。

3 いじめの未然防止等のための組織の設置

- (1) 名称「いじめの防止等の対策のための校内委員会（生徒指導委員会）」
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援育コーディネーター、人権・同和教育主任、養護教諭、ハートなんでも相談員
- (3) 活動内容
- ア 早期発見のための研修
- (ア) 児童の声に耳を傾ける。
- 休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教職員から声を掛けて様子を伺う。また、日記や連絡帳等から児童の様子に目を配る。
- (イ) 児童の行動を注視する。

- 多くの教職員が様々な教育活動を通して児童に関わることにより、発見の機会を多くする。
- 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したり、気になる場面の発見につなげる。
- 教職員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行う。

イ アンケート等調査の工夫

- (ア) いじめも含めた「こころのアンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組み、担任が児童一人一人と個々に向き合える時間をもつ。
- (イ) アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教職員で当たり、記述内容の分析などにおいては、管理職の助言を得る。
- (ウ) 児童の人間関係に変化が現れる時期（新年度や長期休業明け等）や、学年末でクラス替えに伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施する。

ウ 相談活動の充実

- (ア) 定期的な教育相談を実施するとともに、児童が希望をする時には面談ができる体制を整える。
- (イ) 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底）

オ 地域及び関係機関との連携

児童生徒をまもり育てる協議会などの学校と児童生徒の教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、さらに、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求めることが必要である。民生委員や児童クラブ、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から、気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るような体制づくりを進める。

カ いじめ防止等のための取組に係る達成目標の設定

【重点目標】

- ① いじめを発見したり、情報が寄せられたら、即日対応し解決に導く。
- ② 事実確認後、情報は必ず全職員で共通理解を図る。

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

- (ア) 学校評価における自己評価でいじめに関する項目を学期ごと評価する。

【自己評価における項目】

いじめ、不登校問題、その他の問題行動に対し早期発見・早期対応を、迅速かつ組織的に行っている。（報告・連絡・相談の徹底）

- (イ) 自己評価の結果を基に改善策を生徒指導委員会で協議し、実施する。

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止委員会 (方針・計画) いじめ対策チーム編成 職員研修会 (いじめ防止の対応を確認) 学校評価をもとに研修 	PTA 総会 (方針説明) <ul style="list-style-type: none"> 学級、学年集団づくり 人間関係づくり 家庭訪問 参観日・学級懇談 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート、日記 児童の観察 教職員の情報交換 (週1回) 話しやすい雰囲気醸成による日々の情報交換
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止委員会 (2, 3学期の計画) 職員研修会 (事例研修) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級、学年集団づくり 人間関係づくり フリー参観日 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート、日記 児童の観察 教職員の情報交換 (週1回) 話しやすい雰囲気醸成による日々の情報交換
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価をもとに研修 いじめ防止委員会 (本年度の反省、見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級、学年集団づくり 人間関係づくり 参観日・学級懇談 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート、日記 児童の観察 教職員の情報交換 (週1回) 話しやすい雰囲気醸成による日々の情報交換

(5) アンケートの実施・考察

アンケートをもとに、学級担任が教育相談を行い、児童の心の悩みを受け止める。必要に応じて、学年、職員全体で情報を共有したり、保護者へ連絡や相談をしたりする。

心のアンケート	
(〇をつけましょう) 名前 ()	
☆ みんなが、笑顔で生活できるようにするためのアンケートです。 すなおな気持ちで答えてください。(〇をつけましょう)	
1 学校に来るのが楽しいですか。 ア 楽しい イ ふつう ウ 楽しくない ☆ 楽しいわけ、楽しくないわけを書いてください。	
2 今、困ったり、なやんだりしていることがありますか？ ア ある イ ない ☆ 「ある」と答えた人について。どんなことですか？ ア 家のこと イ 友だちのこと ウ 勉強のこと エ その他 (どんなことが、教えて下さい)	
3 あなたは、今の学年になって、いじめられたことがありますか？ ア ある イ ない ☆ 「ある」と答えた人について ① だれにどんなことをされましたか？ ア 同じ学年のともだち イ 上の学年の人 ウ 下の学年の人 (どんなことが、書ける人は書いてください)	
② だれかに相談しましたか？ ア 家族 イ 先生 ウ 友だち エ その他 () オ していない	
③ いじめられたことは、解決しましたか。(いじめはなくなったか) ア 解決した イ つづいている	
	4 あなたは、今の学年になって、友だちをいじめたことがありますか。 ア ある イ ない ☆ 「ある」とこたえた人につもんです。 (どんなことが、書ける人は書いてください)
	5 あなたは、今の学年になって、だれかがいじめられているところを、みたことはありませんか。 ア ある イ ない ☆ 「ある」とこたえた人につもんです ① だれがいじめられていましたか？ ア 同じ学年のともだち イ 上の学年の人 ウ 下の学年の人 (どんなことが、教えて下さい)
	② だれかにそうでしたか？ ア 家族 イ 先生 ウ 友だち エ そのほか () オ していない
	③ いじめは、解決していますか。(いじめはなくなったか) ア 解決した イ つづいている ウ わからない
	6 あなたは、今の学年になって、大人の人から、ほうりやこわい言葉でおどされたことなどはありますか？ ア ある イ ない ① 「ある」と答えた人はどういうことをされましたか？ ア なぐられたり、けられたりした イ こわい言葉で おどされた ウ その他 () ② だれかに相談しましたか？ ア 家族 イ 先生 ウ 友だち エ その他 () オ していない
	☆ 正確に、答えてくれて、ありがとう！ ☆ 困ったときや、つらいときは、みんなが力になるよ！ 近くにいるだれかに話してください。

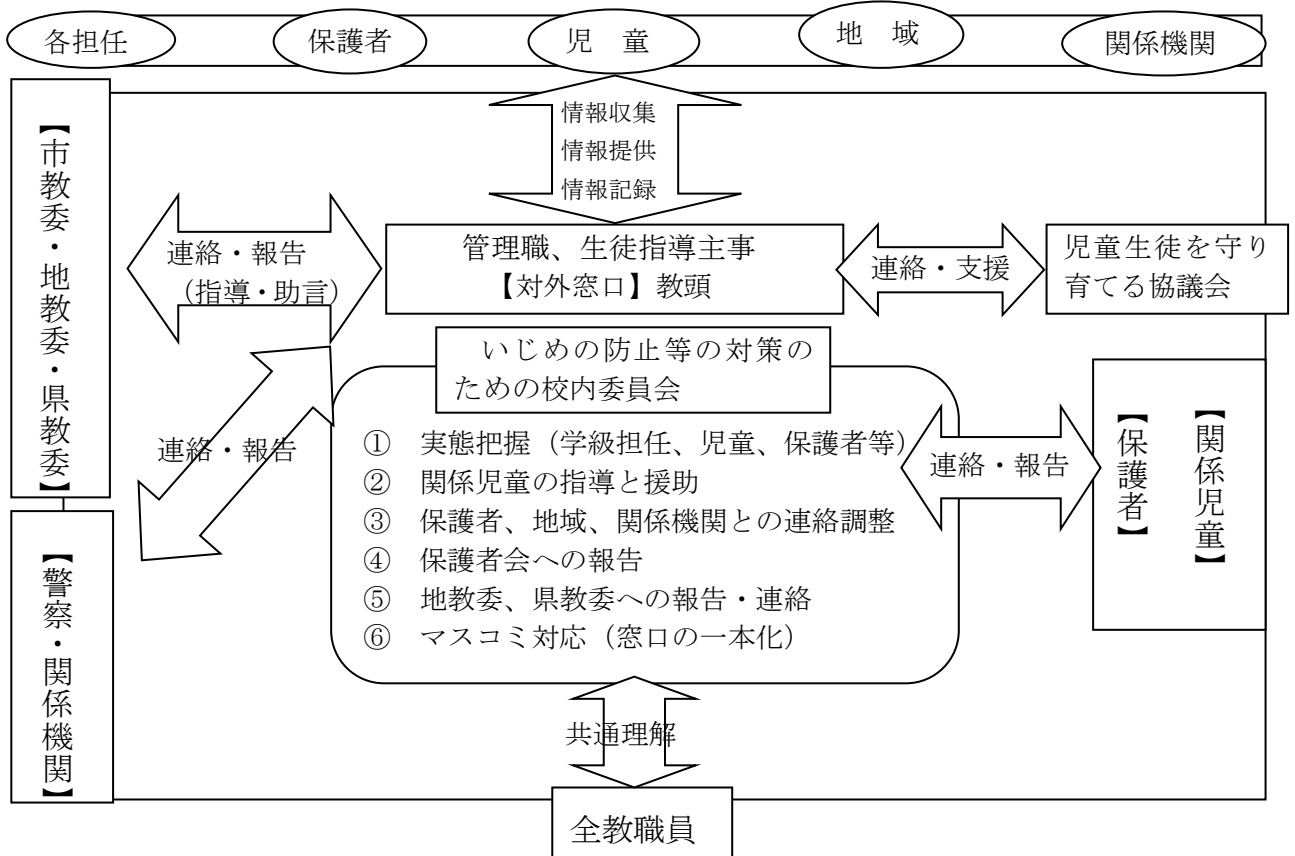
4 いじめが発生した場合の組織の設置

(1) 名称 いじめ問題調査委員会

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援学級コーディネーター、人権・同和教育主任、養護教諭、ハートなんでも相談員（必要に応じて）

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有



イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。
- いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- 家庭訪問（学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を、除去する。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意し、どんな些細なことでも相談するように伝える。

ウ 加害児童への指導及び保護者への支援

- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

- いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、警察署等とも連携して対応する。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や他の活動などで的確に発散できる力を育む
- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうする思いを伝える。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- エ 教育委員会への報告・連絡・相談
 - 学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。
- オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）
 - (ア) いじめが犯罪行為であると取り扱われるべきものであると認めるとき
 - 四国中央警察署と連携して対処
 - (イ) 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき
 - 四国中央警察署に通報して対処
- カ 懲戒
 - いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- キ 出席停止
 - 被害児童生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。
- ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき
 - 教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。
- コ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき
 - 教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

6 重大事態への対処

重大事態とは

- いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
 - (児童生徒が自殺を企図した場合)
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。
 - (不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に着手する。)
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

- (1) 調査組織「いじめ問題調査委員会」を開く。
- (2) 対応
 - ア 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

ア 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

ア 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

ア いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。

イ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

学校のホームページ上で「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。